

役員報酬規程

社会福祉法人 聖風会

役員報酬規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖風会（以下「この法人」という。）の定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬を支給する。ただし、この法人の常勤職員を兼務する役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬等の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とする。

2 旅費の額は、別に定める旅費規程に準じて支給する。ただし、日当は支給しない。

(慰労金)

第6条 理事長が退任した際、特に法人への貢献が顕著であったと認められる場合は、理事会の決議を経て、別表2により慰労金を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6月27日より施行する。

別表1

(1) 理事長報酬

名 称	報 酬
理事長報酬 (月額)	350,000円

(2) 理事

名 称	報 酬
理事会等の会議への出席	1回 15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 15,000円

(3) 監事

名 称	報 酬
監事監査のための出勤	1回 25,000円
理事会等の会議への出席	1回 15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 15,000円

(4) 評議員

名 称	報 酬
評議員会への出席	1回 15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 15,000円

別表2

理事長退任慰労金

名 称	支給基準	備 考
理事長退任慰労金	基準額×勤続年数×倍数	倍数は貢献度を考慮し、2倍の範囲内で理事会で定める

理事長退任慰労金基準額 500,000円